

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の  
翌日)

◇条 例  
鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例  
鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県税条例の一部を改正する条例  
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県建設業許可証明手数料条例の一部を改正する条例  
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例  
風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例  
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人の助成に関する条例を廃止する条例

条 例

鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料徴収条例を廃止する条例  
鳥取県水産製品検査条例を廃止する条例  
鳥取県土木工事設計監督委託条例及び鳥取県建築工事設計監督委託条例を廃止する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第四号

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五百万円」を「千五百万円」に改め、同項第二号中「二百万円」を「六百万円」に、「売払」を「売払い」に改め、同項第三号中「三千平方メートル」を「五千平方メートル」に、「千五百平方メートル」を「二千五百平方メートル」に改め、同項第四号中「千五百平方メートル」を「二千五百平方メートル」に、「八百平方メートル」を「千三百平方メートル」に、「売払」を「売払い」に改める。

附則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「四、〇〇〇人」を「四、〇四二人」に、「五六四人」を「六〇六人」に改め、同項第五号中「二二三人」を「二二五人」に改める。

附則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

議 会 の 議 員	区 分	鐵 道 賃	船 賃	車 賃 (一キロメートルにつき)	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	食 卓 料 (一夜につき)
		一等運賃、一等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を	上級の運賃、特別船室料金及び座席指定料金を	一五〇円	一、二〇〇円	甲地方 九、四〇〇円 乙地方 八、五〇〇円	一、二〇〇円

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第六号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六條中「三千六百元」を「五千二百円」に、「五千四百円」を「七千七百円」に、「七千二百円」を「一万三百円」に、「但し」を「ただし」に改める。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改める。  
別表中表の部分を次のように改める。

選 挙 長	附属機関の委員その他これに類する構成員	専 門 委 員	公 安 委 員 会 の 委 員	内水面漁場管理委員会の委員	海区漁業調整委員会の委員	収用委員会の委員	地方労働委員会の幹旋員	地方労働委員会の委員	人 事 委 員 会 の 委 員	監 査 委 員	選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員	教 育 委 員 会 の 委 員	出 納 長	副 知 事	知 事
								"							"
								"							"
								"							"
								1,400円							"
								2,100円							"
								4,100円							"
								1,400円							"

選挙分会長	一等運賃、一等急行料金及び特別車両料金
審査分会長	中級の運賃及び特別船室料金
選挙立会人	〃
審査分会立会人	〃
その他の特別職の職員	〃
	1,100円
	6,100円
	5,100円
	1,100円

附則

- この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定は、昭和五十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後にする滞在について適用し、施行日前にした滞在については、なお従前の例による。
- 改正後の条例別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第七号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「こえる」を「超える」に、「定額の十分の二」を「定額の十分の一」に、「定額の十分の三（外国旅行に係るものについては、十分の二）」を「定額の十分の二」に改める。

第十七条第一項中「十一円」を「十五円」に改める。

別表中「別表」を「別表（第十八条―第二十二條、第二十五條、第二十六條関係）」に改める。

別表の中表の部分の部分を次のように改める。

別表の二中表の部分を次のように改める。

区 分	(日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
特一等級又は一等級の職務にある者	1,400円	2,100円	1,400円	1,400円
二等級以下の職務にある者	1,100円	1,600円	1,100円	1,100円

区 分	鉄道五十キロ未満		鉄道五十キロ以上百キロ未満		鐵道百キロ以上三百キロ未満		鐵道三百キロ以上五百キロ未満		鐵道五百キロ以上千キロ未満		鐵道千キロ以上千五百キロ未満		鐵道千五百キロ以上二千キロ未満		鐵道二千キロ以上	
	1,000円	1,200円	1,200円	1,400円	1,400円	1,600円	1,600円	1,800円	1,800円	2,000円	2,000円	2,200円	2,200円	2,400円	2,400円	2,600円

附 則

- この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 改正後の職員の旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、昭和五十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 改正後の条例第十七条第一項の規定及び別表の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応す

る分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三項中「百円」を「二百円」に改める。  
第七十九条第三項の表を次のように改める。

等級	税	率
一級	一日一人につき	千二百円
二級	〃	千円
三級	〃	八百円
四級	〃	六百円
五級	〃	五百円
六級	〃	四百円

附則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表<sup>ろうあ</sup>盲聾啞児施設の項の次に次のように加える。

肢体不自由児養護施設

鳥取県立皆生養護園

米子市

第二条の表特別養護老人ホームの項中

鳥取県立中部特別養護老人ホーム

倉吉市

を

鳥取県立中部特別養護老人ホーム

倉吉市

鳥取県立米子特別養護老人ホーム

米子市

に改める。

第八条の表<sup>し</sup>肢体不自由者更生施設の項の前に次のように加える。

肢体不自由児養護施設

鳥取県立皆生養護園

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

施設設備の保全及び入所児童の養護に関する事務

第八条の表特別養護老人ホームの項中

鳥取県立中部特別養護老人ホーム

を

鳥取県立中部特別  
養護老人ホーム  
鳥取県立米子特別  
養護老人ホーム

に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第四条関係)

区 分	金 額
健 康 診 断	一件につき 四八〇円
死 体 検 案	一件につき 四八〇円
変 死 体 検 案	一件につき 一、〇〇〇円

別表第二(第四条関係)

区 分	金 額
普 通 診 断 書	一通につき 二〇〇円
健 康 診 断 書	一通につき 二〇〇円
死 亡 診 断 書	一通につき 四〇〇円
死 体 検 案 書	一通につき 四〇〇円
変 死 体 検 案 書	一通につき 六〇〇円

通 院 入 院 証 明 書	一通につき 二〇〇円
通院入院証明書以外の証明書	一通につき 二〇〇円

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第五条関係)」に改め、備考を削る。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県建設業許可証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県建設業許可証明手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県建設業許可証明手数料条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

題名中「許可」を「許可等」に改める。

第一条中「証明」の下に「及び同法第二十七条の二第一項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査に係る証明」を加える。

第二条中「百元」を「二百元」に改める。

附則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

末恒第一 鳥取市伏野

を 末恒第一

鳥取市美萩野一丁目

に、 末恒第二

鳥取市伏野

を 末恒第二

鳥取市美萩野一丁目

に、

末恒第三 鳥取市美萩野

米田 倉吉市米田

末恒第三 鳥取市美萩

米田第一 倉吉市米田

を

野一丁目

に、

五十年

余子第二

境港市高松町

二四

を

五十年	五十年	五十年	五十年	五十年	五十年	五十年
緑が丘第四	余子第四	余子第三	青木第四	米田第二	末恒第四	余子第二
八頭郡智頭町大字智頭	境港市高松町	境港市高松町	米子市青木	倉吉市米田町	鳥取市美萩野一丁目	境港市高松町
一五	一〇	一六	三二	二四	二四	二四

に改め、

同表の第二種県営住宅の表中

西品治

鳥取市安長

高山

岩美郡岩美町大字高山

を

西品治第一 鳥取市安長

高山第一 岩美郡岩美町大字高山

に、

四十九年

伯南



町	美町	鳥取市	鳥取市	別表第二の表中	郡岩美町大字高山	市安長	郡日南町三栄	日野郡日南町三栄
に、	を	に、	を	美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港及び西品治	五	二八	一〇	一〇
丘第三	智頭第一、智頭第二、緑が丘第一、緑が丘第二及び緑が丘第三	網代港第一、網代港第二、田後港及び高山	網代港第一、網代港第二、田後港及び高山	美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港、西品治第一及び西品治第二	に改める。			
智頭	岩美	岩	岩	美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港及び西品治	五十年	五十年	四十九年	五十一年
					高山第二	西品治第二	伯南	日野
					岩美	鳥取		

町を  
 智頭第一、智頭第二、緑が丘第一、緑が丘第二、緑が丘第三及び緑が丘第四  
 智頭町

に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の末恒第一団地、末恒第二団地及び末恒第三団地に関する部分は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日  
 鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例  
 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 本則の表理療士修学資金の項の次に次のように加える。

金 資 学 修 等 師 医 務 勤 地 き へ

県内のへき地その他医療に恵まれない地域における医療の確保を図るため、大学において医学又は歯学を専攻する者で、将来県内のへき地診療所その他知事が指定する医療機関（以下「へき地診療所等」という。）において医師又は歯科医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

一 大学を卒業した日から一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許又は歯科医師免許を取得した後、直ちにへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間以上その業務に従事したとき。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

三 前号に該当する場合を除き、第一号に規定する業務従事期間中に、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受

債務の全部

債務の全部  
又は一部

債務の一部

けたためその業務に従事することができなくなったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三九四人」を「四一九人」に、「五〇一人」を「四七六人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 第七号に属するもの

遊技場

設備を設けて客に射幸心をそそのめられる遊技をさせるもの

第八条の見出しを「(許可の更新の特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百六十六円」を「二百円」に、「五十円」を「六十六円」に、「百十六円」を「百三十三円」に改める。

第二十一条中「九万円」を「十二万五千元」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する金額とする。

別表第一中

一、七九〇円	二、二一三元	二、七四七円	三、三
二、四二八円	三、一七三元	四、〇〇七円	四、八

八五円	五、七五五円	六、五四五円	を	二、六九五円	三、五二
九二円	四、〇七八円	四、七三三円		一、九八八円	二、四五

三円	三、〇四〇円	三、七四八円	四、四九八円	五、二二〇円
三円	四、四三五円	五、三八五円	六、三二七円	七、一六八円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十年四月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償の補償基礎額及び葬祭補償については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四第三項及び別表第一の規定によるものとする。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年十二月鳥取県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項を削る。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例（昭和五十年七月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第五項を削る。

学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人の助成に関する条例を

廃止する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人の助成に関する条例を廃止する条例

学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人の助成に関する条例（昭和二十六年一月鳥取県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料徴収条例を廃止する条例

鳥取県受胎調節実地指導員認定講習受講料徴収条例（昭和二十八年四月

鳥取県条例第二十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県水産製品検査条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

鳥取県水産製品検査条例を廃止する条例

鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県土木工事設計監督委託条例及び鳥取県建築工事設計監督委託条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

鳥取県土木工事設計監督委託条例及び鳥取県建築工事設計監督委託条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県土木工事設計監督委託条例(昭和二十三年八月鳥取県条例第五十三号)

二 鳥取県建築工事設計監督委託条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第五十一号)

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。